

## 4 対象の選定

Which

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置は、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が**合理的に予見可能**であるものについて行う必要があります。

### リスクアセスメントの対象となる作業の具体例

- 過去に労働災害が発生した作業
- 労働災害を伴わなかった危険な事象(ヒヤリハット事例)のあった作業
- 労働者が日常不安を感じている作業
- 過去に事故のあった設備等を使用する作業
- 操作が複雑な機械設備等の操作 等

「合理的に予見可能」とは、十分な検討を行えば現時点の知見で予見しえることをいいます。

医師による治療を要しない程度の負傷又は疾病

※ただし、平坦な通路における歩行等、明らかに**軽微な負傷又は疾病**しかもたらさないと予想される場合は、リスクアセスメントの対象から除外して差し支えありません。

## 5 情報の入手

Information

- リスクアセスメントの実施に当たり、次のような資料等を、現場の実態を踏まえて入手する必要があります。
- この際、定常的な作業に係るものだけでなく、非定常作業に係るものも含める必要があります。

- 作業標準、作業手順書等
- 使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報  
(仕様書、化学物質等安全データシート(MSDS)等)
- 作業周辺の環境に関する情報 (機械設備等のレイアウト等)
- 作業環境測定結果等
- 複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報 (混在作業による危険性等)
- 災害事例、災害統計等

- 必要な情報は、作業を行う事業者が**自ら収集することが原則**ですが、次のような理由で独自に入手できない場合には、機械設備等のメーカー等から入手する必要があります。

新たな機械設備等を外部から導入・購入しようとする場合	その機械設備等の <b>メーカー</b> に対し、 <b>設計・製造段階</b> においてリスクアセスメント等を実施することを求め、その結果を入手
自らが管理権原を有しない機械設備等の使用又は改造等を行う場合	<b>管理権原を有する者</b> が実施したリスクアセスメント等の結果を入手
複数の事業者が同一の場所で作業する場合	混在作業による労働災害を防止するために <b>元方事業者</b> が実施した、リスクアセスメント等の結果を入手
機械設備等が転倒するおそれがある場所等の危険な場所で、複数の事業者が作業を行う場合	<b>元方事業者</b> が実施した危険な場所に関するリスクアセスメント等の結果を入手